様式第３号（第５条・第６条関係）

認定基準チェックシート（事前協議・認定申請用）

|  |  |
| --- | --- |
| マンションの名称 |  |
| マンションの所在地 | 西宮市 |
| 申請者 |  |

基準を満たす項目のチェック欄に印を入れてください。

■必須項目：　以下、Ⅰ～Ⅶまで必須となります。なお、Ⅶはマンションが兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路に面する敷地の場合に必須となります。

Ⅰ．建築物の構造等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 耐震性  (いずれか1つ選択) | ・住宅性能評価「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」等級１以上であること、かつ「耐震等級（構造躯体の損傷防止）」等級１以上であること | ・住宅性能評価書（コピー）添付  ※申請時に住宅性能評価書が未交付の場合は、計画認定時までに交付を受ける旨の念書でも可能。交付後すみやかにコピーを提出すること。 | □ |
| ・住宅性能評価で免震建築物の明示を受けたものであること |
| 耐火性 | ・耐火建築物であること | ・確認済証（コピー）添付  ※申請時に確認済証が未交付の場合は、計画認定時までに交付を受ける旨の念書でも可能。交付後すみやかに提出すること。） | □ |
| ・建築基準法第２条第６号に定める延焼の恐れのある部分を有する場合、住宅性能評価「耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））」等級２以上であること、かつ「耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））」等級４以上であること | ・住宅性能評価書（コピー）添付  ※申請時に住宅性能評価書が未交付の場合は、計画認定時までに交付を受ける旨の念書でも可能。交付後すみやかに提出すること。 |

Ⅱ．住戸内の安全対策

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 家具転倒防止  対策の実施 | ・家具の固定が必要と想定される場所について、Ｌ字型金具等で家具を固定することができる壁の仕様  ・吊り戸棚等への耐震ラッチの設置  ・居間等に直接面する冷蔵庫置場について、冷蔵庫を背面で固定するための金具を設置できる壁下地の設置及びその旨の表示 | ・設計図（住戸詳細図）に設置箇所を表示 | □ |
| ・家具転倒防止の必要性と壁下地に応じた対応方策を明記した家具転倒防止マニュアルの作成・配布 | ・家具転倒防止マニュアル | □ |
| ・耐震等級１の場合、マンション入居者に対する専門家による家具転倒防止対策相談窓口を一定期間設置  ※一定期間：分譲の場合は入居開始日から全住戸販売後１年間、賃貸の場合は継続的 | ・入居階開始日　　　月　　日  ・相談窓口担当者  　　所属  氏名  連絡先 | □ |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 耐震枠付玄関ドアの設置 | ・JIS　A　4702面内変形追随性の規定で「D-3」等級  ・耐震性に配慮されたドアガード | ・設計図（住戸詳細図）に設置箇所を表示  ・JIS規格証明書（コピー）添付  ・カタログの添付 | □ |

Ⅲ．倉庫・資機材の整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 防災倉庫 | ・共用部に防災倉庫を設置し、救出・救助資機材やその他防災関連の備蓄物資等を備蓄 （室名札等による表示・防災関連の備蓄物資等の一覧設置）  ※ＪＲ神戸線以南、及び河川氾濫区域内では、３階以上の場所に設置するよう努める。 | ・設計図（各階平面図）に設置箇所を表示  ・求積図  ・防災倉庫詳細図  ・マンション防災計画（案）の添付図面に設置位置表示 | □ |
| 救出・救助  資機材 | ・救出・救助資器材の備蓄及び災害時の周辺住民への貸し出し | ・必要数量  　①電池式メガホン　（　　）  ②折りたたみ式担架（　　）  ③救急セット（　人用）（　　）  ④強力ライト　　　（　　）  ⑤ヘルメット　　　（　　）  ⑥簡易メガホン　　（　　）  ⑦避難用ロープ　　（　　）  ⑧その他（　　　　　）（　　）  ⑨掲示板　　　　　（　　）  ・防災倉庫詳細図で収納状態を表示  ・カタログの添付  ・マンション防災計画（案）に一覧表を添付 | □ |

Ⅳ．避難経路等の安全性

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 緊急避難 | ・エントランスが横引き自動ドアの場合、パニックオープン機能を有する.または、それに代わる対策を講ずる | ・設計図（各階平面図）に設置箇所を表示  ・カタログの添付 | □ |
| 空地の確保 | ・非常時の避難に供することができる、敷地面積の１０％以上の空地を確保すること  ※日常的に開放され避難に供することができる敷地内の広場・プレイロット・歩道状空地・芝生等、非常時に開放し避難に供することができる通路・車路等 | ・対象空地面積（　　）㎡  ≧（　　）㎡  〔敷地面積（　　）㎡×１０％〕  ・設計図（配置図）に設置箇所を表示  ・求積図 | □ |
| 落下防止 | ・建築物から上記の空地までの水平距離は、当該部分の高さの平方根の２分の１以上とすること。ただし、安全上支障がないと認められる場合又は落下物に対する危険防止上有効な措置を講じた場合はこの限りでない。 | ・設計図（配置図）に建築物から空地までの水平距離あるいはその代案を表示  ・設計図（立面図）に建築物から空地までの水平距離あるいはその代案を表示 | □ |

Ⅴ．日常の防災活動

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 入居者名簿の設置 | ・非常時の安否確認および自主防災活動を行うため、マンション入居者名簿（防災名簿）を管理組合等が備えること。 | ・設計図（各階平面図）に保管箇所を表示  　保管箇所〔　　　　　　　　〕  ・マンション防災計画（案）に保管箇所を記載 | □ |
| 防災訓練 | ・年に１回以上防災訓練を行う（消防訓練を兼ねてもよい）  ・防災に関する啓発活動を継続的に行う | ・マンション防災計画（案）にその旨を記載 | □ |

Ⅵ．マンション防災計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 計画の目標 | ・災害時のマンション入居者の自立を主とした防災方針を記載 | ・マンション防災計画（案）に記載 | □ |
| 計画の位置づけ | ・管理規約等にマンション防災計画を位置づける | ・マンション管理規約（案）へ規定 | □ |
| マンションの概要 | ・名称、住所、規模等、防災計画を策定するための基礎情報として記載 | ・マンション防災計画（案）に記載 | □ |
| マンションの  防災関連情報 | ・マンション周辺の街並み状況、避難路や避難所の位置などを記載  ※計画敷地を図示した震度分布予測図及び浸水想定区域図を含む | ・マンション防災計画（案）に記載あるいは添付 | □ |
| 防災性能、防災設備  備品・備蓄物資一覧 | ・耐震性能や耐火性能、防災関連の設備や備蓄物資などを記載（各家庭に食糧の備蓄をする場合はその旨も記載） | ・マンション防災計画（案）に添付 | □ |
| 災害に対する備え | ・「A．災害直後の安全確保」、「B．災害後７日間の生活維持」、「C．ライフライン復旧までの生活支援」、「D．日常の自主防災活動」の４段階に応じ、活動目的別に対策を記載 | ・マンション防災計画（案）に記載 | □ |
| 地域連携 | ・災害時に一定期間周辺住民に開放できる施設など、地域と連携できる項目を記載 | ・マンション防災計画（案）に記載 | □ |
| 補完する各種  マニュアル | ・防災訓練マニュアルなど災害対策活動をサポートする各種マニュアル | ・マンション防災計画（案）に添付 | □ |

Ⅶ．緊急輸送路の安全性

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 延焼遮断帯  の形成 | ・建築物の高さは７ｍ以上とすること | ・設計図（配置図、断面図）に緊急輸送路の位置を表示 | □ |
| 落下防止 | ・建築物から緊急輸送路までの水平距離は、当該部分の高さの平方根の２分の１以上とすること。ただし、安全上支障がないと認められる場合、又は落下物に対する危険防止上有効な措置を講じた場合は、この限りでない | ・設計図（配置図）に建築物から緊急輸送路までの水平距離あるいはその代案を表示  ・設計図（立面図）に建築物から緊急輸送路までの水平距離あるいはその代案を表示 | □ |

■選択項目　：　以下、Ａ、Ｂで示された各項目のうち2つを選択する必要があります。また、Ｃはマンションが地上１１階以上に住戸を有する場合に各項目のうち１つを選択する必要があります。

なお、選択にあたっては、「Ⅴ．マンション防災計画」の内容と整合させること。

Ａ．備蓄・設備等の確保

マンション内で災害後７日間生活維持可能な備え、及び災害後一定期間周辺住民に開放することを考慮して選択すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目  （以下のうち  ２項目選択） | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 飲料水・食料の確保 | ・一人１日当たり３ℓを７日分備蓄 （戸数×４２ℓ以上） | ・備蓄飲料（　　）ℓ  ≧（　　）ℓ  〔戸数（　）×42ℓ〕 | □ |
| ・煮炊き不要な食糧を備蓄（全住戸に対し１日２食７日分以上）  ※災害時における食事に配慮した多様な品目とすること。 | ・備蓄食料　合計（　　）食  ≧（　　）食  [（　　）人×２食×７日]  ・想定人員根拠を添付 | □ |
| 生活用水の確保  (いずれか1つ選択) | ・防災井戸の設置（震災時協力井戸とする場合は環境保全課と協議要） | ・深度（　　　　　　　　　）  ・径（　　　　　　　　　　） | □ |
| ・雨水貯留槽の設置（戸数×48ℓ以上） | ・貯留槽（　　　）ℓ  ≧（　　　）ℓ  [（　　　）戸×48ℓ] | □ |
| ・貯湯式給湯器の設置（全戸） | ・貯湯量（　　　）ℓ／戸 | □ |
| 生活設備・生活場所の確保  (いずれか1つ選択) | ・かまどベンチの設置（200戸当たり１基 (１基にかまど２台)）、及びかまどベンチ用燃料・大型鍋・おたま杓子の備蓄　※周囲に炊き出し等に供する空地を確保し、燃料の量は１日２食７日間炊き出しするために必要な量以上とする（燃料備蓄については消防局予防課と協議要） | ・かまどベンチ（　　）基  ≧（　　）基  [（　　　）戸÷２00戸]  　　（小数点以下切り上げ）  ・かまどベンチ用燃料  種類（　　　）量（　　　） | □ |
| ・災害用マンホールトイレシステム及びトイレキットの設置（収容人員100人当たり１基）  ※災害後の利用における詰まり等を防止するため適切な対策を講じ、公共下水道に直接放流する場合は下水整備課と協議要 | ・災害用マンホールトイレシステム及びトイレキット  （　　）基  ≧（　　）基  [（　　　）人÷100人]  　　（小数点以下切り上げ）  ・収容人員根拠を添付 | □ |
| ・災害後７日間の避難生活に有効な200㎡以上のまとまった敷地内オープンスペースの確保 | ・空地面積（　　　）㎡  ≧200㎡ | □ |

Ｂ．地域連携

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目  （以下のうち  ２項目選択） | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 自主防災組織への加入 | ・近隣の既存地域自主防災組織に加入する。ただし、加入に向けた協議が調わない場合には、市防災危機管理局と協議の上、適切な対処策を実施する。（防災危機管理局と協議要） | ・既存地域自主自治組織  　名称（　　　　　　　　　）  ・上記が困難な場合の対処策  ※マンション管理組合が未設置の場合、左記を行う旨の念書 | □ |
| 津波避難ビルの指定 | ・ＪＲ神戸線以南地域に位置する地上３階建以上の場合、津波避難ビルの指定を受ける。（防災危機管理局と協議要） | ・津波避難ビル 協定書  ※マンション管理組合が未設置の場合、左記を行う旨の念書 | □ |
| 生活場所の開放 | ・災害後一定期間、周辺住民に敷地内オープンスペースあるいは屋内スペースを開放する。 | ・マンション防災計画（案）への記載。  ・設計図（配置図、平面図）に設置箇所を表示 | □ |

Ｃ．高層住戸の災害後の生活確保

　地上１１階以上に住戸を有するマンションにおいては、災害時の停電等によりエレベーターや水道等の使用が不可能になること等を考慮し、当該住戸の生活の確保等について対策を講ずること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目  （以下のうち  １項目選択） | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 備蓄倉庫の確保 | ・高層住戸の入居者の飲料水や食料、災害時のポータブルトイレ等、高層階に留まり生活するのに必要と考えられるものを備蓄する施錠可能な備蓄倉庫を11階以上の共用部に設置する（室名札等による表示）  ※居住階から５階上がったフロア又は５階下がったフロアに一箇所以上設置し有効面積は11階以上の戸数×0.05㎡で算出される面積以上、かつ、５㎡以上とする | ・設計図面（各階平面図）に室名札位置を記載】  ・備蓄物資一覧（案）の添付  ・11階以上に住戸のある階  （　　）階～（　　）階  ・防災倉庫の場所（　　　）階  ・有効面積合計（　　　）㎡  ≧（　　　）㎡  [11階以上（　　）戸  ×0.05㎡（最小5㎡）] | □ |
| 生活場所の確保 | ・高層住戸の入居者の避難生活に使用できる屋内スペースを低層部に設置する  ※有効面積は11階以上の戸数×４㎡×50％で算出される面積以上、かつ50㎡以上とし、生活場所と災害時の動線との区分が必要な場合はパーティション等を備蓄する | ・場所（　　　　）階  ・室名（　　　　　　　）  ・有効面積合計（　　　）㎡  ≧（　　　）㎡  [11階以上（　　）戸  ×4㎡×50％（最小50㎡] | □ |